

MOCHIKOU 省エネ通信

2024年6月 第53号

発行元：  株式会社 望月工業所
Mochizuki Kougyousho

令和4年4月1日より改正石綿障害予防規則 施行

法令
改正

アスベスト(石綿)の 法規制が強化

このようなお困りごとではありませんか？

- ✓ 石綿則改正で何が変わったのか知りたい…
- ✓ 具体的な石綿則改正対策を知りたい…
- ✓ 石綿則の調査・分析・事前報告の内容を知りたい…
- ✓ 石綿則改正を踏まえて、何をすれば良いか分からない…



石綿則改正で何が変わったのか？

事前調査者の 資格要件化

解体改修工事の前に行う石綿含有の有無の事前調査について、**令和5年10月1日着工の工事から「建築物石綿含有建材調査者」**が実施する必要があります。

事前調査結果の 届出

一定規模以上の解体改修工事について、石綿含有の有無の事前調査結果を**労働基準監督署に電子システムで届け出る**必要があります。石綿の含有がない場合も届出が必要です。

作業記録の写真等 による保存

石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真や動画等で記録し、**3年間保存**することが義務になります。

株式会社望月工業所

住所：静岡県富士宮市青木50-16
TEL：0544-24-1957 FAX：0544-23-0835

省エネ・コスト削減のことならお任せください！

プラント工場配管の設計施工保守、
空調・製造機械の設置、メンテナンスも得意な会社です。



石綿則改正への対策方法

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

① 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事

※建築物の解体工事とは建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう

② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事

※建築物の改修工事は、建築物の解体工事以外のものをいう

※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

③ 請負金額が100万円以上の工作物の解体工事・改修工事

※各種配管(給排水・蒸気・エア・ダクト)、ボイラ、タンク、受変電設備、天井板、各種盤など



事前調査結果に基づいた工事の実施

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は不可欠です。

解体・改修工事の事前の措置

情報提供 (発注者・注文者)
【8条、9条】

事前調査・
結果の報告
【3条、4条の2】※

石綿有り
または有り
とみなし

作業計画【4条】※

労働基準監督署への
事前の届出 (吹付・保
温材等の工事の場合)
【5条】※
【安衛法88条、安衛則86、90条】※

作業時の措置※

- 発生源対策
湿潤化【13条】
- ばく露防止対策
呼吸用保護具・保護衣【14条等】
- 隔離【6条、6条の2、6条の3】
- 立入禁止【7条】
- 管理
石綿作業主任者【19条、20条】
特別教育【27条】
掲示【34条】
作業の記録【35条、35条の2】
保護具等の管理【46条】等

特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します ※は罰則規定のあるもの
建築物の解体等に係る石綿ばく露防止対策等に関連する法令としては、労働安全衛生法に以外にも、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがありますので、解体等を行う事業者はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

弊社では法律に基づいたアスベストの事前調査を行った上で、解体工事・改修工事を請負っております

◆◆◆ お客様お問い合わせ記入欄 ◆◆◆

今回の記事内容につきまして、ご質問・ご不明な点などございましたら下記ご記入の上、FAXして頂くか、電話にてお問い合わせ下さい。

アスベストの法改正について詳細が知りたい

アスベストの事前調査をお願いしたい

〒418-0047 静岡県富士宮市青木50-16

HP: <http://haikankouji.com/>

お名前

貴社名

ご住所 〒

電話番号

FAX: 0544-23-0835

TEL: 0544-24-1957

FAXでご返送ください!

担当: 小林

